

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第49回「枚方市障害者施策推進協議会」
開 催 日 時	平成22年8月25日（水） 午前10時から正午まで
開 催 場 所	枚方市民会館 第3・4集会室
出 席 者	村井龍治会長、諸富敬章副会長、徳村初美委員、菊咲好子委員、 桑原一章委員、上辻崇正委員、山本周子委員、松浦武夫委員、 岸本和子委員、林宏樹委員、森下純一委員、邑田知子委員、 村山育代委員、一柳茂明委員
欠 席 者	松田伸一副会長、大島みどり委員
案 件 名	1. 次期、枚方市障害者計画策定に係るニーズ調査について 2. 福祉作業所の新体系移行について 3. その他
提出された資料等の 名 称	資料1 次期、枚方市障害者計画策定に係るニーズ調査について 資料2 ニーズ調査票質問項目（案） 資料3 福祉作業所の新体系移行 参考資料 枚方市障害者計画及び障害福祉計画の見直しのため の実態調査票（平成20年度実施分）
決 定 事 項	ニーズ調査票について委員から意見を求める
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	3人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

会 長：それでは定刻になりましたので、ただ今から第49回枚方市障害者施策推進協議会を開会いたします。事務局、お願いします。

事務局：福祉部長のほうから、ごあいさつを申し上げます。

木村福祉部長あいさつ

事務局：それでは、資料説明、案件説明の前に、ご報告をさせていただきます。

今後、障害者計画に係る案件を本協議会で審議していただくことになるわけですが、前回の会議で枚方市自立支援協議会の意見も参考に計画策定に取り組んでいくことが了解を得られました。枚方市障害者施策推進協議会設置要綱7条の規定に基づきまして、先ほども部長のあいさつの中にもございましたが、枚方市自立支援協議会枠で一人、オブザーバー参加していただくことについて了承が得られているところでございます。このことを受けまして、自立支援協議会の石川会長に推薦を依頼しましたところ、長尾副会長を推薦するとの報告がございました。この件につきましては、自立支援協議会の幹事会でも了承がなされており、本日の会議にご出席いただいておりますことを、改めましてご報告いたします。

次に、本協議会の議事録についてでございますが、発言をされました方の表記についてでございます。従来、会長、委員、事務局としておりましたが、会長、事務局という表現はそのままでございますが、委員という表記につきまして、氏名の特定はいたしておりませんが、市民の方からの要望がございまして、最初に発言された委員の方から表記のほうをA委員、B委員というふうに委員の前にアルファベット表記をつけまして、例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたといいたしますと、A委員という表記が議事録に3回出てくると。どの委員の方が御発言されたのかというのが一定わかりやすいように表記のほうを変更させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、欠席委員のほうで、今回、大島委員、松田委員の2名の方が所用で欠席されておられますが枚方市障害者施策推進協議会設置要綱に基づき、16名の委員のうちの過半数の委員の方が本日ご出席いただいておりますので、同要綱6条2項の規定によりまして、本協議会が成立しておりますことをご報告いたします。以上でございます。

会 長：ありがとうございます。今、2点のことで少し事務局のほうから触れられました。まず1点目、枚方市自立支援協議会のほうから推薦枠のオブザーバーということで長尾さんに今日は来ていただいています。長いこと本協議会で委員をしていただいていたので、僕らよりも先輩でいろいろと障害、枚方市のこの推進協議会のことをご存じですけども、また力強い力を得たと思っていますので、長尾さん、ちょっと一言だけコメントをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

オブザーバー：今、ご紹介いただきました自立支援協議会枠からのオブザーバー参加ということで、長尾です。よろしく願いいたします。

自立支援協議会とこちらの推進協、どういう関係でいくのかということについていろいろ

議論が多分どこの地域でもされていると思いますが、自立支援協議会は相談支援事業者を中核としたネットワーク会議ということで、相談支援を軸にして様々な社会資源を作っていこうという取り組みだと思います。今回、計画の策定ということで、その計画を推進するべき中身について提案できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長：どうぞ、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

引き続きまして、議事録の表記方法について説明がありました。市民のほうから最初に発言された方からA、Bという順番に表記をつけて、同じ委員さんが発言されたものについては、Aという委員さんがまず出てきたら、次の同じ方がされたのだったらそれもA委員という、個人名は出さないけども、同じ方がどうかということがわかりやすくしてもらえるとありがたいというようなご意見が出てきたということで、ここにつきまして了承いただけるかどうかということだと思います。各委員さんの問題となります。

それと、もう1点は、ちょっと先ほどの件では出てきませんでしたが、長尾委員はオブザーバーという形で入っていて、委員という表記は使えません。この場合は委員という表記でA、B、C、Dのうちに入れるのか、会長、事務局みたいにオブザーバーという形で入れるのかということも1点、表記上の問題としてはあると思うんですけども、その辺のことも含めまして、何かご意見ありますでしょうか。

A、B、C、Dという表記そのものはよろしいでしょうか。（了承と声あり。）

はい。では、同じ委員さんが発言されたものについては、A、B、Cという同じ方だということがわかるように表記をさせていただきます。

あと、オブザーバーにつきましては、もう出ている方がどなたかというのはわかるということで、そういう意味では、会長の私もわかってますけども、そのほうがいいのかどうかということですけど、長尾委員、どうでしょう。これ、個人の問題もあると思うのですが、オブザーバーという表記で。

オブザーバー：以前は名前も出ていたので、別に特定されても。

会 長：問題はないですか。

オブザーバー：はい。

会 長：わかりました。そのほうが正しい表記かなと思いますので、オブザーバーという形で入れさせていただく。事務局、問題ありますか。

事務局：特にございませぬ。

会 長：ここで一応この問題につきましては、ご了承をいただいたので、異議なしということで進めてまいりたいと思います。

会 長：はい、どうぞ。

A 委員：オブザーバーということですが、オブザーバーという意味は、聞いているだけで発言はできないということになってはいますが、今回は聞いてらっしゃるだけでしょうか。それとも、発言もできるということでしょうか。確認させていただきたいのですが。

事務局：ご説明させていただきます。今回のオブザーバーとしてご参加いただく位置づけでございますが、先ほどからご説明いたしております、協議会の設置要綱第7条に基づくものでございます。この規定は、協議会は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席もしくは資料の提出を求め、または委員以外のものから意見、もしくは説明を聞くことができるという規定になっております。この規定の基づいての長尾氏の出席でございますので、意見を述べていただくことについては、特に問題はないものと判断しております。

会 長：要するに議決権がないという。委員会の委員としての議決はできないということです。意見は言っていただきます。意見を聞かせていただくために来ていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、きょうは傍聴の方が3名おられるということですが、特に個人情報等々にかかわるような問題はないと思いますが、傍聴、御許可いただいてよろしいでしょうか。（「よろしいです」との声あり）

会 長：ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。入られましたら、議案のほうに進めさせていただきますと思います。（傍聴者入場）

それでは、傍聴の方もお入りになりましたので、これから議事のほうに入らせていただきます。

本日の議題につきましては、案件、次第に出ていますように、枚方市の次期障害者計画策定にかかわるニーズ調査についてということと、それから福祉作業所の新体系移行について、その他という3案件になっております。

まず、第1件目ということで、事務局のほうから説明、よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、本日の資料及び案件についてご説明いたします。お手元の資料の確認をさせていただきます。まず始めに、本日の第49回枚方市施策推進協議会次第でございます。

資料1といたしまして、次期、枚方市障害者計画策定に係るニーズ調査について。

資料2といたしまして、ニーズ調査票質問項目（案）。

資料3といたしまして、福祉作業所の新体系移行。

参考資料といたしまして、枚方市障害者計画及び障害福祉計画の見直しのための実態調査票（平成20年度実施分）

以上でございます。資料の過不足等ございませんでしょうか。

続いて、本日の案件について、次第に従い、ご説明いたします。

案件1といたしまして、次期、枚方市障害者計画策定に係るニーズ調査について。

案件2といたしまして、福祉作業所の新体系移行について。

案件3といたしまして、その他。以上でございます。

会 長：それでは、案件1に早速入っていただきたいと思いますので、説明のほう。よろしく、お願いします。

事務局：それでは、案件1、次期、枚方市障害者計画策定に係るニーズ調査についてお説明いたします。座らせていただきます。

お手元の資料1、次期、枚方市障害者計画策定に係るニーズ調査についてをごらんください。

現在の枚方市障害者計画につきましては、前回、平成20年度に改定を行い、計画期間につきましても、平成23年度末としたところでございます。平成24年度からの次期、枚方市障害者計画を策定するに当たり、ニーズ調査を実施し、次期計画に反映をさせていきたいと考えており、ニーズ調査を実施するに当たっての考え方をお示ししております。

1番、調査目的といたしまして、市内の障害者の生活状況やニーズを把握することにより、計画策定の基礎資料とするために実施するものでございます。

2、調査内容といたしましては、障害者の地域での生活や就労に関する現状及び今後の意向を把握するために必要となる項目を設定するとしております。質問、調査項目案に後ほど御説明いたします。

3番、調査対象といたしまして、ニーズ調査対象数は、おおむね1,700件程度と考えております。下段にございます前回の調査対象者をごらんください。前回、改定時の調査対象者につきましては、特定の障害種別、部位に偏ることを避けるために、障害種別ごとに合計1,000人を無作為抽出し、実施をいたしました。前回の調査票回収数は628件、有効調査票回収数は597件であり、その調査対象者の1,000人の内訳をいたしましては、障害者別、部位ごとに、肢体不自由460人、視覚障害80人、聴覚・音声・言語70人、内部障害230人、知的100人、精神60人としたところでございます。また、身体障害者手帳所持者においては、65歳以上に比率が高いために高齢者施策でニーズが充足している場合や、あるいはそのほかの障害者施策に求められることも想定されるために、抽出割合を10%としたところでございます。前回調査時において、有効調査票回収率はおおむね約60%であり、今回、ニーズ調査を実施するに当たりまして、有効調査表についておおむね1,000件程度を確保したいと考えておりますので、先ほど申し上げましたニーズ調査対象者数につきましては、1,700人程度と考えております。

また、年齢区分ごとの調査抽出割合につきましては、ゼロ歳から17歳、20%、18歳から39歳、35%、40歳から64歳、35%、65歳以上10%というように考えております。

続きまして、調査方法についてご説明させていただきます。

調査方法につきましては、郵送による配付・回収とし、回答は無記名といたします。

調査時期につきましては、平成22年の12月中旬から2週間程度と考えており、今回いただきます、この協議会でいただきます御意見についても、反映をさせていただいた形でニーズ調査票案につきましては、次回のこの障害者施策推進協議会で御議論いただいて、その後のニーズ調査を実施したいと考えております。

調査票の質問項目についてですが、大項目として、(1)あなたや家族についての質問、(2)地域での生活についての質問、(3)仕事についての質問、(4)権利侵害についての質問、(5)自由記入と考えております。

資料2のニーズ調査票質問項目案としてお示ししておりますので、そちらのほうを用いて御説明いたします。

資料2のほうをごらんください。資料2についてご説明いたします。

また、今回参考までに、前回の障害者計画改定時の実態調査についてもこの回答をしております。

本日、事務局案としてお示ししておりますのは、前回の大項目、(1)あなたや家族についての質問、(2)地域での生活についての質問、(3)仕事についての質問、その次に4番、(4)といたしまして、今回は権利侵害についての質問を加えております。また、前回と同様(5)番に自由記入についても記入していただくこととしております。

前回の調査時の重点項目といたしましては、地域移行と就労に関する項目について、重点を置いて設問を検討しておりました。また、今回につきましても前回と同様、大項目の下に中項目を設け、中項目の設問の意味についても記載しております。その下に表として問いの番号、質問項目、質問内容としております。この質問項目にて調査対象者に対して聞きたい事項を示しており、質問内容は前回の具体的な質問文について記載しております。また、経年変化についても調査することも考えており、今回につきましても前回から削除している質問項目は、この案の中には、ほとんどございません。また、新たにつけ加えました質問項目につきましては、墨字版では質問番号に網掛けをしております。

それでは、大項目の1番についてご説明をいたします。

大項目といたしまして、(1)あなたや家族についての質問としております。この大項目の下に中項目といたしまして、あなたや家族について質問します。あなたの障害について質問しますとしております。問いの1から問いの6、あなたや家族について質問します、この中では、ニーズ調査対象者の家庭の状況について記入していただくこととしております。質問項目といたしましては、年齢、性別、家族構成、家族人数、地域特性及び収入状況としております。

続きまして、問い7から9番、あなたの障害について質問しますとしております。この中項目の中で、障害種別、等級、程度について記入していただきます。これを記入していただくことによって、調査対象者の障害種別及び等級について把握することとしております。

続きまして、大項目2番、地域での生活についての質問に参ります。中項目といたしまして、あなたの受けているサービスについて質問します。あなたの生活の満足度について質問します。あなたが出かける時のことについて質問します。あなたの自由時間のことについて質問します。あなたが相談するときのことや情報を知ることについて質問します。コミュニケーション支援について質問します。これから、枚方市に力を入れてほしい取り組みについて質問しますとしております。この中で、問い10番から17番のあなたの受けているサービスについて質問しますということですが、これらの質問につきましては、今回、新しく追加している質問項目でございます。

調査対象者の方が、日常生活を送っている上でどのような障害サービスを利用しているのか、また利用中出されたサービスがあるのか、未利用のサービスがあるのかというようなことについても質問をしております。あわせて、他法サービスの利用状況や家族介護の状況についてもお聞きすることとしております。

続きまして、問い18、19、あなたの生活の満足度についての質問しますとしており、生活の満足度及び満足していない理由について記入していただくこととしております。

続きまして、問い20から23、あなたが出かけるときのことについて質問しますとしております。この中で、外出手段に用いる交通機関及び交通用具については外出相手、また外出の際に困難と思っておられることにつきまして、ハード面を含めて記入していただくことを考えております。

続きまして、問い23、24では、あなたの自由時間のことについて質問しますとしており、余暇活動の希望及び希望を達成するための法則について記入をしていただくこととしております。

続きまして、問いの25から27、あなたが相談するときのことや情報を知ることについて質問しますにおいては、日常的に相談しておられる相談相手や、必要としている情報の種類について記入をしていただきます。

続きまして、問い28から30、この質問につきましては、視覚障害、聴覚・平衡機能障害及び音声・言語・そしゃく機能障害の方を対象にコミュニケーション支援についての質問をしますとしております。必要とするコミュニケーション支援の方法及び支援の満足度について記入をしていただきます。

続きまして、問い31でこれから、枚方市に力を入れてほしい取り組みについて質問しますとしております。地域生活を把握する上で必要と思われる支援について記入していただくこととしております。充実すべき取り組みについて、どのようなものとお考えですかというような形で御質問をしたいと考えておりますので。

続きまして、大項目の3番、仕事についての質問となっております。先ほども御説明いたしましたが、前回改定時の実態調査におきましては、重点項目としておりましたので、質問数も問い32から40までの9つとなっております。質問項目につきましては、就労形態、収入状況、就労状況、求職方法、就労の定着状況、仕事に対する悩み、未就労の方の場合は、その理由、就労に至る条件整備、希望する就労職種となっております。

続きまして、大項目の4番、権利侵害についての質問ということで、問い41、42として今回新たにつけ加えております。過去を含めて権利侵害があったのか、またそういった場合の相談相手や相談機関について記入していただくこととしております。

そして、自由記入欄、(5) その他、御意見があれば御自由にお書きくださいとして設けております。

そして、最後にこの調査票の記入者についてお尋ねをすることとしております。

このような質問をすることにより、地域における障害者の生活状況、サービス利用状況、生活をしていく上においての困難さや課題等について、把握できればと考えております。

今回、前回の調査時の質問項目をもとにつけ加えさせていただいて、補足して書かせていただいております。質問数についてもまたこの協議会の中でご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長：どうもありがとうございます。

次期の障害者計画に関するニーズ調査についての質問項目について御説明いただきましたが、この中から、実際にするのは12月ということで、これから練っていく一番の大きな枠組みというところが中心かなと思いますけども、そのあたりで入れたことはどんどんあるけども、すべて入れるわけにいかないというようなことの中で、中身の問題。それから、調査対象者の問題等々につきましてご意見をお伺いしたいと思いますが、まずご質問からでも結構ですので、どうぞ、どなたが、どの委員さんからでも結構ですから。いかがでしょうか。

それでは、一つひとつ最初のところ見ていただいて、目的については特に大きな変更はないと思いますが、生活状況やニーズの把握にで計画策定の基礎資料をとするところについては、よろしいですね。

次、調査内容については、生活や就労に関する現状及び今後の移行を把握すると。ここに内容的にはこういうことを書くということで、調査項目って中も決まってくると思いますが、目的が生活状況、ニーズを把握するというので、その中身は基本的には地域での生活という部分と就労に関するところだということによろしいですか。

次に、ここはかなり細かいところだと思いますので、ぜひご意見いただきたいなと思いますけども、調査対象についてはニーズ調査の対象は1,700件程度とすると。この1,700件程度とするというのは、基本的に前回のニーズ調査の実施のときの回収率、有効回答割合ですか。回収率じゃないのですね。

事務局：回収率で言いますと62%。

会 長：回収したのは62%。

事務局：有効回答が59.7%ですので、ほぼ60%と考えています。

会 長：今回はそういう割合であったので、今回も調査の内容からすると1,000件程度は確保したいということで、それから考えると1,700件程度の人数、調査対象を選び出したいということです。それにつきましては、幾つかパターンがあります。一つは年齢というものと、それから障害種別という二つのところがあります。

まず、年齢別には、ゼロから17歳で、大体調査、これは回収、1,700件のうちの20%ということによろしいですね。

事務局：まず、1,700件を手帳所持者に対する割合で、それぞれの障害種別の分について件数を割り当てまして、そこからその中で、いわゆる20%、35%、35%、10%というような形で割り振りしたいと考えております。

会 長：説明がありました。

A委員：質問いいですか。

会 長：はい、どうぞ。

A委員：質問があります。回答が60%となっておりますね。未回答が40%ということになっております。どこの部分がという、多かったのでしょうか、その40%の。高齢者だけじゃないですか、聴覚障害者でしょうか。そういう。40%の回答がなかったというのは、どういう種別になっているのでしょうか。

もう一つは、これ読めませんね。目の悪い方は読めませんので、点字が。アンケートを配られたのでしょうか。

聴覚障害者の場合ですが、この文書を読めないというか、聾教育で十分受けられなければ、このアンケートを読むのは難しい。それで、ほうっておくというような例があります。そういう方たちですけれども、そういう返事がなかったということでしょうか。回答しなかったかた40%の中の内訳について、もしわかりましたら、お願いいたします。

会 長：わかりますでしょうか。はい、どうぞ。

事務局：点字版ということで、いわゆる視覚障害の方に対する配慮ということのご質問であったかと思えます。前回、視覚障害者の調査対象の方々にそれぞれこちらの方からお電話をかけさせていただいて、墨字版を送りますので、家族の方に書いていただけますかというような確認をいたしました。家族の方から読んでいただいて、ご回答いただけますかというようなことの問い合わせ、それが無理だという方や、単身の方につきましては、調査訪問のために、市職員が行かせていただいて、ご説明を差し上げて、回答をいただいたということでした。

あと、いわゆる聴覚障害の方につきましては、いわゆる一般の墨字版を送らせていただいております。お問い合わせ等があれば、対応はさせていただいておりますが、特段それ以上の配慮というのは、聴覚障害の方に対しては、していませんでした。

40%の未回答分というお話ですが、重複して障害がある方も含めて、いろいろと障害種別ごとに分けて集計しておりましたので、実際、どの障害種別、部位ということは、今ここで資料はちょっと持ち合わせておりませんので、わかりかねます。またわかるようでしたら、次回の時にご説明を差し上げたと思えます。こちらも障害種別、別質問票を送ったということではなくて、同一の質問票を送らせていただいて、それで回答をいただいた方、その返送された調査票に書いている障害種別によって集計しているという形になりますので、実際、回答が600という数を超えた数になっております。

会 長：障害種別によって、どの障害種別からの回答が低かったとか、高かったとかということは、わからないということですね。

事務局：そうですね。

A委員：どの障害種別から回答が少なかったのかな、多かったかということ調べていただいて、わかりましたらまた教えていただきたいと思えます。

会 長：はい。わかりました。調査票を配る段階とか、説明する段階で回収率を上げる方法ということになると思うのですが、その配慮が足りなかったために回収できなかった部分については、できるだけ回収率を上げていくために、その各障害種別によって適当な対応の仕方というのはやっぱり考えていけ

A 委員：はい。ありがとうございました。

会 長：他にいかがでしょうか。この割合については、何か意味があるといえますか、20%、35%、35%、10%と。恐らく年齢は、児童に対するニーズというのと、それから40歳、65歳というのは恐らく介護保険の1号、2号の関係の絡みの中で、40歳から64歳。65歳以上ということで入ってきているかなと推察するのですが、この辺との調査対象を選ぶのに、年齢の問題というのは何か関連みたいなことと考えて、どのように考えられておられるか。それと、その割合ということについて説明いただきたいと思うんです。

事務局：先ほど、申し上げましたが、いわゆる前回につきましては、65歳以上を10%とさせていただいて、それ以外については無作為に抽出をさせていただいたわけでございます。前回のその調査の結果、先ほどの質問にもありましたが、地域での生活についての質問の中で、地域での生活について満足していないと、余り満足していないと答えた方の中で、不満の理由の中で福祉サービスという項目を上げられた割合がいわゆる障害児の方が一番多かったわけです。今回、いわゆる障害児についてゼロ歳から17歳の方の枠を別途設けて、そのような方の特定の数で調査をさせていただいて、どのような点で不満に思っておられるのか、それは支援がないのか、サービスが使えなかったのか、どういうようなことで不満なのかということも含めてお聞かせ願いたいと思いましたので、ゼロ歳から17歳で枠をつくらせていただきました。それについても、数を20%とさせていただいたところでございます。

あと、先ほど会長申し上げたとおり、18から39、40から64歳、いわゆる第2号の方の割合という形で分けさせていただきました。65歳以上の方が10%、17歳以下の方が20%にさせていただきましたので、その残りの中で半分させていただいて、35%ずつ抽出割合とさせていただいたところでございます。

会 長：割合をどうとらえたらいいのか、もう一つわかってないところがあるので、児童の分で20%、高齢の部分で10%って、その根拠は特にあるのですか。

事務局：高齢につきましては身障者手帳の所持者数でいいますと、65歳以上の方が60%近く占めておられますので、前回と同様、それについては10%。また、介護保険第1号ということもございますので10%とさせていただいたところでございます。

先ほど申し上げましたように、いわゆる児童の分については、一定数いわゆる有効な回答を求めたいと思っておりますので、今回20%とさせていただいたということです。

会 長：なぜ、20%なのかが、わからない。

事務局：20%程度、前回の児童の有効回答数が60件程度でしたので、今回もう少し数をいただいて、もう少し詳しい調査ができていくかなということで設定しています。

会 長：わかりました。ありがとうございます。

ついでにその年齢のことが出ましので、ご質問なんですけども、ゼロから17歳については、回答者はいわゆるその調査対象とする対象は保護者なのですか。それとも、年齢によって違うのですか。ゼロ歳がこれに答えるというのは無理でしょうけれども、これはあくまでも保護者を対象にということで考えておられるのか。質問内容によっては、答えられる部分もあるのかどうかわからないんですが、その辺はどう考えられているの。今回は、保護者の方が答えられているということですか。

事務局：保護者ということではなくて、いわゆる対象者に送って、記入を誰にさせていただきましたかを回答という形になりますので、実際、最終的にはおっしゃっているように保護者の方が、小学生の方が何かおっしゃることを書いておられると思いますし、それも最後の質問のほうで、調査票の記入は誰がされましたかという形でなっておりますので、あくまで本人、本人から見たという形での質問設定にはさせていただいております。

会 長：わかりました。でないと、最初の整合性と合わなくなってくるということですね。ありがとうございます。いかがでしょうか。この数字の辺につきましては、よろしいでしょうか。

B 委員：ゼロ歳から17歳のところ。小学校前と、小学校、中学校なり。また、地域の学校へ行かれている方のニーズは違うのではないかと思いますのですが。

ここをもう少し分けるとか。ゼロ歳と17歳の高校生ぐらいになると、使う制度がちよっと違ってくる。また、高校生だから使えない。でも18歳になったら使える。同じ高校3年生なのということを知ることがあるので。それから、年齢によって違うこともありますので、一つのゼロ歳から17歳というか、高校3年生ぐらいまで一括りしてもいいのかなど。

会 長：年齢に応じて違うというところについて、これをクロス集計で考えられておられるのか。質問項目の中身で聞き出さないと仕方がないのですね。

事務局：そうですね。いわゆる就学前の方と分ければというご意見であったかと思うのですが、質問に年齢や誰が記入されたかも書いていただく部分がありますので、それで回答を引っ張ってくるという形にさせていただきたいと考えております。余り細かく分けますと、またサンプルの数も少なくなりますので、今回、事務局案といたしましてはゼロから17という形で考えさせていただいております。

会 長：恐らく年齢別で細かく分けていくのは難しいと思いますので、クロス表で何歳からの人はどういう要望が高かったかと、その問題になってくるようなものは、この回答項目でどんなものが入っているのか、年齢に応じたものが入っているのかとかという当たりが問題になってくるのとは思います。またその辺でちょっと見ていただけたらなと思います。

A 委員：ゼロから17歳の20%に対する質問、アンケートの中に、例えば学校、今通っている学校に難題がないのか。そのような質問がアンケートの項目がありません。今は、仕事についての質問だけです。18歳以下の方ほとんど仕事について、また生活の

内容ばかりで、子供に対するようなアンケートの内容が少ないように思います。ゼロから17歳、人としてその発達の期間ですね。教育ですとか、学校ですとか、子供としての環境に対するアンケートの項目をつけ加えるとどうかと思いますが、どうでしょうか。

会 長：児童福祉施策とこの障害者福祉施策との関連の中で、その辺はどういうふうにごここにどれだけ聞きたい項目とか、聞かなければいけない項目は、たくさんあると思いますが、どこまで入れられるかということもあります。その辺はこの障害者福祉計画の中で立てる中身の中で、児童の位置づけというのは今回の計画の中でどんなふうになってますでしょうか。

事務局：いわゆる、学校等に対する満足度のお話であったかと思いますが。

A 委員：仕事に対する内容だとか書いてありますので、それと同じように学校に対する満足度という、そういう項目も。

事務局：今、ご質問ありましたことを踏まえまして、また再度検討させていただきたいと思いますが。いわゆる地域での生活についての質問のところ、あなたの生活の満足度について質問しますという項目がございます。確かに、今、委員がおっしゃられたとおり、そちらのほうではいわゆる設問項目の中に学校等というのが前回については加えておられなかったもので、そこら辺についても検討させていただいて、新たに設問、項目立てをするかどうかは別にして、今あったご意見については事務局のほうで再度検討させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

会 長：ページでいうと、2ページのところに生活の満足度についての項目当たりで、先ほどと同じような年齢を中心にした方の満足度の中に、満足していない理由になるのかな。どっちかになるかはわかりません。この辺は、項目の問題があると思いますが、このあたりでクロス集計でわかるような配慮を考えてみたい。今、ご意見で取り上げられる部分では取り上げていきたいと思っていますので、意見どんどん出していただいたらいいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

オブザーバー：直接、調査項目のことではないのですが、障害程度区分の認定調査に行ったりすると、そういった部分でも、どんな社会資源があるかという情報提供をどうするかによって、その質問の内容が変わってくると思います。例えばその年齢でどんなサービスを受けることができるかとか、今後、こういうサービスで、こういう生活ができるということを、そういった基本的な情報提供みたいなことというのは、例えば福祉のてびきと一緒に入れておくとか、それを読まれるかどうかかわからないですが、基礎的な知識があるのとは若干回答変わってくると思います。ざくっとこんなことがしたいという、当然、そういった回答もあるのだと思いますが、若干その辺の多分福祉サービスに関わっていない人から見ると、どう答えていいかわからないという傾向があるのではないかと思いますけど、その辺に対する配慮みたいなものは何かあるのですか。

事務局：今、ご指摘ありました点ですが、いわゆる用語説明というような形でこのようなサービスがありますというような、簡単なサービスの説明を含めたものを同封させてい

ただこうと検討しております。とりわけ今回、事務局といたしましては、地域での生活については質問の中で現在受けておられるサービスや、中断されたサービス等についてお聞きすることとしておりますので、それらのサービスについての簡単な説明も別表のようなものについては入れる必要があるというふうに考えてはおります。

会 長：そういった意味では、前回の調査の中で反省で出てきたりとか、同じような質問項目かなり上がってきています。そのあたりで何か、今回の調査で改善点とかというようなことはあるのですか。例えば、今、出たような話が前回の調査からの反省でこういう点があったのでというようなことで、幾つか今回の改良点の中であるということであり、初めてやるようなものでないの、何かそういうことが委員の方に示していただくと割とわかりやすいかなと思いますが、何かそういうことってありますか。

事務局：実際、調査票をつくるに当たって、先ほど申し上げた別表のようなサービスの簡単なもの用語説明等についてはさせていただくつもりではいます。前回の反省点を踏まえてということであれば、今後もう少し前回の調査はどのような形でご不満があったのかも踏まえてもう一度検討させていただきたいと思います。

会 長：先ほど委員からも出ていましたね。例えば、聴覚の方で、来てもわからないから回答しないというのは、前回から出ていた話ですよ。前回が出てきたことをできるだけ今回の中ではどういったら配慮できるかという、質問項目とか内容とかということも含めて、バージョンアップしていくわけですから、当然、中身が少しずつ変わってくるというのは情勢の中で何を聞かなければいけないといことは変わってくると思いますが、先ほどの配慮であったりとかいうあたりは、基本的にやっぱりこういう調査の時というのは積み上げきちんとしていったほうが良いと思います。前回せつかくもうちょっとこうしてくれたら答えられたのにといいか、こういうことがあったらわかったのにといいかということがあったら、それはぜひ洗い出していただいとくほうが良いと思いますので、よろしく願いいたします。

C 委員：このアンケートですが、重度の方なんか、自分で意思表示がなかなか難しい方もいらっしゃるかと思います。この文書を読んで、回答するというのはなかなか難しいかなと。そういう人のニーズをどうやって拾うのかということも考えないといけないと思います。ご家族の方とか周りの方たちが、こういうものが必要であろうかということとは想像つくのでしょうか、何か別の方法というか、このアンケート以外の方法も必要じゃないかと思いますが。

それと、もう一つ、この割合ですが、肢体、聴覚、視覚、内部という体系ですよ、ほぼ75%ぐらいですか。知的14、精神10というこの割合というのがどうでしょうか。多分、手帳保持者の割合からされていると思いますが。というのは、このアンケートの中身が割とハード面というか、身体の部分が多いのではというのがあったので、ちょっと聞いてみました。

会 長：今言われた2点につきまして、1点目は、重複の方でなかなか意思表示が難しい方についての配慮で、これだけで本当にできるということに対して補足的なものになるのか、それとも何か方法みたいなことで何か考えられているのかと、これも前回ほど

ういうふうにされたかということがあったと思うんです。

それから、もう1件は身体障害にちょっと手帳数で言えば当然ですが、質問項目自身もそこに偏り過ぎているのではないかというようなご意見が出ていると思いますが、いかがでしょうか、事務局のほうは。

事務局：委員がおっしゃった重度の方に対するいわゆるニーズの引き出しという形になるかと思いますが、どのような方法が適切なのかということも含めまして、再度検討させていただきたいと思います。

また、素案のでき上がった段階では、いわゆる市民の意見交換会という形では市内4ブロックでやらせていただく、またインターネットアンケート、重度の方が果たしてそのインターネットアンケートできるのかという疑問もあろうかと思いますが、それらについてもやらせていただく予定ではおります。

あと、2点目のいわゆる割合ですね。会長おっしゃられたとおり、手帳所持者に対する割合という形に書かせていただいておりますので、実際、手帳所持者の総数が1万7,000人ちょっとの中で、どうしてもそういうような形で割合をとっていくと、こちらに書いている44%、66%、20%、14%、10%というような形になりますので、事務局としてはこういう割合をとらせていただくというように考えております。

会 長：調査対象については、標本調査ですから、一定の割合となることは仕方ないこととして、今、もう一つその1点は、ご質問ですが、もう一つは意見として言われているのは、質問項目の中にどちらかというか、ハード的な面とか、それから身体障害への方々に対する質問みたいな項目がちょっと偏って多くなっているのではないかというようなご意見ですが。これも含めて、前回の中で知的や精神の方の中で、こういうことがやっぱり聞けてなかったよとか、後から不都合が出てきたりとかということ、そういうことは特にはないのですか。あるいは、他の委員さんからも、知的や精神の方についてのやっぱり質問項目としては、後ほどこういうようなん入れたほうがいいのかというようなご提案をぜひいただきたいと思っています。

会 長：今日で全部恐らく、質問が、そう簡単に出てくる話じゃないので、ちょっと少し時間をいただきながら、きょうは大きな枠の中でこれはどうかとか、あるいは思いついたところだけでも結構なので、ここら辺はどうなのかということを出していただくと、次回、大体予定しているのが11月ぐらいでしたか。11月ぐらいまでに、項目案をつくっていくので、それまでいろんなやりとりの中で案をつくっていきますから、そのときに委員さん方の言われたことを頭に入れながら事務局がつくるだけではなくて、委員からもいろんな障害の方とか、いろんな内容のことを含めて提案していただくという、そういうブレインストーミング的に今日は発想を出していただけますから、どんどんいろんな思いつきで結構ですから、ご意見いただいたほうがいいと思っていますので。

D 委員：今、ちょっとお伺いして、大体話の部分が幾つか大きく分かれる、整理できるかなと思います。一つが、やはり先ほど会長のほうから出ていましたように、対象

数の年齢、非常に学齢児の方というか、年齢の小さい方が本人が書けるかどうかということと、それから重心の方の部分とか、ちょっと重なる部分があるかなとは思いますが、一つはここにだれがこの解答をしたかという部分、今回、以前の部分でパーセンテージがもとれていたのであれば、この解答していた部分の書いておられるのがどなたが書いておられたかというのがわかれば、紹介してもらいたいと思うのと、やはり本人の思いと家族の思いというのは微妙に違う部分とか、その点もあると思えますから、今も出ていたように、このアンケートというのが、家族へ向けたものをまた別にするとすれば、その機会にすればいいということとかをちゃんと説明して入っていかないと、なかなか出てきた回答がニーズがどこから出てきているかというのがわかりにくいという形になるのではないかなという疑問が幾つか出てきたのではないかなと。

それから、教育の部分なんかが、こういうような案件の中にと、私も思ったのですが、例えばここでも出ていました通学に関する移動に対する問題とか、夏休み中の過ごし方とかというのが、具体的にはニーズとして市民から上がっているという部分、多分そういう問題が今の教育の問題がアンケートになってくれば出てくるのだと思いますが、やっぱりこのアンケートの趣旨というか、生活というものをどこを、どういうふうにとらえてこういうアンケートしておられるかということの説明してもらえたらと思いますが。

それから、介護保険を視野に入れた年齢構成割りという形だったのですが、基本的にこのアンケートの回答によって40歳から64歳の2号被保険者の方の介護保険の割合というのがわかるような形で回答になっているのか、ちょっとよく私もきくとまだ読めていないのですが、すべてが2号被保険者の利用者ではありませんので、その辺を調べる一つのもとにしたい理由と、それからこれでそれが全部正確に上がってくるのかどうかというところ辺を教えていただければと思います。

あと、最後に今出ていました、各障害別のあり方に関して、こういうアンケートをとる前に、例えば支援センター6か所あって、そこからの意見というか、こういうふうなアンケートをとる場合は各障害別の部分でそれぞれの支援センターなんかがどう思いますかというふうな聞き方とか、今までされた部分ででき上がったものなのか、これはまだ基本的には市でとりあえず担当者がつくった、出して提出されたものか。できれば、やっぱり支援センターなんかで動いておられる方たちの意見なんかも取り入れるようなシステムがあれば、今のように障害別でちょっと偏っているのではないかなというふうな意見は出てきても対応できるとは思いました。

会 長：何か、今のご意見について、何か事務局のほうからありますでしょうか。

事務局：今日は、意見をいろいろお聞かせいただくということを考えていますので、できる限り皆さんから出していただく。本日のこの場でなくても、まだ次、11月まで時間ありますので、先ほどの重度の方の質問項目の書き方とか、そういうなんも協議させていただいたらありがたいなと思っていますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

会長：ただ、調査でいきますと、こんなこともして行って、あんなこともして行って、もう膨大にいろんなことが出てくると思います。アンケート調査で大事なものは、この調査の目的というところが、どこら辺にあるのかということがきちんと示されていないと、こんなことを聞けていないよというのは調査では当たり前なんですよね。重点というのは、ここの中で何を聞くのかって、その対象も、それからその聞きたい人たちにちゃんと当てはまっていて、内容としてはそのことが入っているかといったときに、やっぱり限定されたものがこの調査だと思います。その補足のために今言われたような例えば相談支援センターのほうに補足していくとか、それから重点的にこのことについては少しある団体にちゃんと聞き取りをしていくというようなことが計画づくりということについてはそういうことが必要だと思います。アンケートに絞り込むと少しアンケートの対象と中身の問題との中で余りむちゃくちゃ広げ過ぎたら全部聞くななんてことは一つのアンケートで絶対無理なので。その辺のことも含めて、事務局としては今言われたので言えば、生活の範囲といいますか、どんなことを含めてきちっと今回のこの調査でとろうかということを整理されていく必要があるのかなというふうには思っています。特に重点的に言われていた、今回は特に今の始まったサービス当たりのことをかなり一つ大きなところなのかなとは思っているのですが。

ただ、事務局としては、きょうは意見をぜひ聞きたいのだと。それをどう反映するか、今のあたりも含めて練っていきたいということがありますので、このアンケートでいいと思って出されているのではないので、こういう素案として、これに対して積み上げて行ってどうなのか、あるいはこのことはどうなのかということをどんどん出していただいたら結構ですので。全部について事務局が、今は答えられる状態ではないというのもわかっていますので、わかっている範囲で答えてくださいという意味ですので、よろしくお願いいたします。

オブザーバー：先ほどの意見にも関連するのかわかりませんが、こういうアンケートに対して当然、事務局の障害のほうで対応されると思いますが、できたらいろんな相談機関に載せておいて、一緒に書くこともできますよみたいなことも載せていただきたいというのが1点と、手帳のことなのですが、最近、相談でもよく高次脳機能障害の方が手帳、精神の手帳をとって相談に来られる。当然、精神の相談員を紹介するわけですが、そういうところは、ちょっと内容は違うなとなっていて、またぐるぐる相談される方がいらっしゃるのですが、その手帳の所持と、こんなこと聞いていいかはわからないのですが、その障害になった原因といいますか、起因みたいなことも任意でいいと思いますが触れておいてもいいのではと思っています。最近、福祉サービス使うために手帳をとっていかうということで、結構、該当しないのにやっている方っていらっしゃることがあったりすると思います。その簡単な傾向しか出ないと思うのですが、そういったこともあればなというのと、難しいと思いますが、手帳を持っていないけどサービス欲しいという人、最近出てきていて、そういった人も調査対象とすることは難しいですけど、サンプリングでもできないかなという気は少しします。そういったことも内容は押さえていると少し傾向的なことはわかってくるところがあると思

ます。

事務局：実際、他市においては、その障害の起因について聞かれておられたところも多分ありましたので、今、御意見あったということは持ち帰らせていただきます。

あと、先ほどのD委員のご質問ですが、確かに前回、地域移行や就労支援について重点項目を置いた質問及び設問となっております。そのライフステージごとの展開の設問についてはない部分はあったかと思えます。今回、そういうようなものを踏まえて、それが満足度の中に入るのか、いわゆるサービスの利用の中で利用されているサービスどれかという設問の中に入るかは別にして、いわゆるもう就学前、就学中の方も含めて幅広く答えやすいような形にはさせていただきたいと思えます。その点だけご説明させていただきます。

会 長：どうぞ、どんどんありましたらご意見。

E 委員：このアンケートですが、回答が無記名ということで、匿名性を保った上でのアンケートという理解でよろしいのでしょうか。といいますのは、この地域特性を示すために郵便番号とか地域名を記載して、あと障害種別等もこれアンケートの中身でわかりますので、現実にはかなり書いた個人の方が特定されるような内容だと思えます。先ほど、視覚障害の方には実際に訪問しての調査というようなことも前回はされたということなのですが、そうするとかなり特定がされると思えますが、ニーズの調査ということでしたら、特定、ある程度の特定はもちろんやむを得ないかと思えますが、最後に今回は権利侵害についての質問等もあり、かなりプライバシーの点もあるかと思えます。そのあたりの匿名性と、あとその個人情報についての配慮というのはどのようなようになってますでしょうか。

事務局：今、ご質問ありました点についてですが、枚方も今、社会資源が東部地域に集中しているという事実もございまして、前回、このような形で地域についてお聞かせいただいたものかと思えます。今回、権利侵害についての問題の部分もあると、設問もあるということで、いわゆる匿名性をどの程度担保できるのかというお話であったかと思えますが、その個人を特定するという意図は事務局では決してないのですが、そこら辺懸念があると。書かれる際にそれがあつために躊躇されるというようなことであれば、その地域特性を把握するための設問の事項については、省略してもいいのかなと思えます。ですが、1点だけ先ほども委員からもご質問、ご指摘ありましたが、できるだけ書きやすい、できるだけ回答しやすい形で、回収率も上げたいと考えておりますので、その設問があるため躊躇されて出すのをやめられるというようなことの見解が出るようでしたら、それについては省略することも事務局は考えておりますので、そこら辺についてまたご意見いただければと思っております。

オブザーバー：これ全体の結果で、その地域特性が生きたみたいな具体的な必要性みたいなのは、どう評価される。もう一つ。この基盤整備上の問題のことなのかなと若干思います。多分、特定の地域でサービスを受けたいけれど受けられないということがやっぱりはっきりわかるというのは大事なことで、そういった意味でこういった項目あるというようでしたら多分入れるべきだと思うし、さっき言われたみたいに特にそうい

う必要性がないんだったら省くべきだと思います。その辺の内容、目的と実際どうだったのかということをもうちよっと説明されるとさっきの回答になるのかなと思います。

会 長：基本的には、計画づくりに対してとるわけですから、例えばその地域特性をとるのであれば、地域特性に配慮した計画というのを本当にされるということを前提しながら、やっぱりこれをある程度とっていかないと、枚方市としての対応というのは難しいという、その前提条件はやっぱり計画づくりというところがあるので、そことの関連というので考える必要があるかなというふうに思います。

先ほど言われた、匿名性という問題と同時に、やっぱりそのあたりとの間で、この地域特性はどういう意味があるのかっていう、あれば僕も入れて匿名性問題がなければ、入れる必要があるのかなと思っておりますので、その辺は。考える材料ですかね、今はまだ。

事務局：先ほど委員からもありましたように、その地域が必要であれば、今ここで想定しているような郵便番号で特定されるような部分まで要るのか、それとも校区でもいいのか、その辺のところを少し整理させていただいて、次回にもう少し大きい範囲でとれるものなら、それでということもありますので、また提案させていただきます。

会 長：かなり設問項目多いですね。現実問題としては、41問。これ中身のことを考えれば、ちょっとこれはいいのかなとかっていうのがあるので、やっぱりちょっと広がり過ぎないようには考えていかないと、省けるものはむやみに聞かない。でも必要なものからはきちんと聞くということは大事やと思うので、そのあたりで少し項目も考えてもらえる必要があるのかなというところなのですが。そういうところでいくと、そのもう一つ僕もこれも質問ですが、権利侵害の部分というのは、今回、二つほど入ってくるんですけども、これは施策との関連で。僕は権利侵害の問題というのは、もっと大きいから、別にもしやるのだったら、そういうことも考えて今回の質問ということで考えるのか、この程度でやるのであれば設問上げることが必要なのか、それとももっと重点施策としてこの問題って大きいから、少し枚方市として取り組むのであれば、この問題についての何かきちんとした調査をすとかっていうことも必要なのかなということを考えて、この辺はどうなのかなって、実際にその、これは委員さん方に対してはこの枚方市の実情なんかもきちんとわかっていない中で僕は言っているので、そのあたり、ぜひこのあたりは今回、このことだけでも聞けるんやったら聞いておいたほうがいいよという実情なのか、どうなのかというあたりではいかがなんでしょう。事務局の意識としては、この辺はどういうところで入れたほうがいいのかというふうに思われているか、もしお聞かせ願えたらありがたいかなと思っておりますけども。

事務局：権利侵害の部分についてなんですけども、いわゆる我々のケースワーカーが日常業務でご相談にはのっている部分があるのですが、非常に重大な危機、重大な事態に直面したときにご相談があるというような場合もありますので、どのようなことが常日ごろで、例えば物を買わされたとかいうような話もあったりするので、そこら辺でど

のようなことで日常的に皆さんがそのようなことを受けておられるのかという設問項目にさせていただいて、そういうときはだれに相談しているのかというような形でお聞きさせていただきたいなど。そのいわゆる相談機関等に関しまして、このような事例で相談行っておられる場合があるというようなこともあれば、それらについて我々も含めて検証なりを反映させていただければなと思っています。言えは実際、なかなか目に見えない部分で、ご自分がこう感じられたという部分もあるかと思しますので、そこら辺について把握をしておきたいなというような趣旨で出させていただいております。

会 長：今回みたいな調査でない、数の調査なかなかできないから、その中でそういう設問項目をきちっとやっぱり入れておきたいということですね。はい。ありがとうございます。

F 委員：無作為で選んでいらっしゃるということですが、手帳所持者の中からパーセントが書いていたんですけど、等級ということに関してはどうなっているのでしょうか。視覚障害者だと、やっぱり重度の1級、2級とかなり6級だとかすごく違ってきますので、その点、回答、去年あったときなど、どんな感じだったのかちょっと教えていただきたいです。

会 長：事務局のその種別だけではなく、等級はかなり障害には、個々の障害にはちょっと大きな問題があるということで、その辺は抽出はどういうふうに行われているかということですが。

事務局：あくまで障害種別と年齢区分ということで、今のところ考えておまして、障害等級の話では恐らく前回も出ておったかと思いますが、今回につきましても障害等級ということではなくて障害種別の中で無作為抽出をさせていただきたいと考えております。

会 長：視覚障害の方が、人数がかなり限られているというところでいくと、統計的な処理で、人数がどのぐらい集められるか割合が、人数がわからないですが、何人ぐらい。ここですよね。80人。

F 委員：サービスとかもすごく変わってくると思うので、その辺ちょっと考えていただきたいと思います。

会 長：いわゆるその統計という意味では、出てこない、それだけの標本があったら、ある程度そこは出ると思いますが、個々の問題になってくるとやっぱり足りないのかというようなことはある可能性がありますので、先ほど言いましたように一つのアンケートで全部は恐らくニーズとらえきれないので、補足的なものが必要であればやっぱりその辺は日常的な何か団体からとか、あるいはその障害者からの御意見をきちっとためていくような作業というのは必要かなというふうには思いますけども。

今回入ってくる、あなたの受けているサービスについての質問ということで、自立支援法の区分でやられていますが、これ旧法との絡みは問題ないのですか。この質問の中では、今まだ全部新法変わってないというので、これでかまわないのですか。

事務局：一覧のほうには、いわゆる旧法施設支援についても当然書き加えさせていただく予

定としております。

会 長：ぜひ、こちら辺は考えといてほしいということ。細かな項目については、恐らくまた11月のときに出てきますが、それまでに委員さんからもいろんなご意見を伺う時間をつくって、いついつぐらいまでに質問なり、こんなことはどうかというご意見、全部入れられるわけじゃないと思いますが、一度どこかで期限切って、ゆっくり見ていただきながら考えていただいたほうがいいなと思います。

A 委員：アンケートの中ですね。ルビを入れて、それをつけるとか、アンケートが聴覚障害者が読んでわかる、わからないときは通訳者をお願いすると、通訳者を通して説明をしていただくとか、あらかじめそういう説明文の中に入れていただくとか、そういう配慮が考えてほしいと思います。2点です。

会 長：一つはルビについては、別立てでつくって配布ですよ。

事務局：そうですね。ルビ版と点字版につきましては、今回、別立てでつくらせていただく方針であります。ただ、いわゆる聴覚障害者の方には。

会 長：最初配ってなかったということですね。

事務局：はい。

会 長：だから、知的障害の方とかには、お配りしていたけども、その辺の配慮も考えてやってほしいということが1点ですよ。

それから、もう一つは、手話通訳の方で、説明がわからないようなところは手話通訳の方に言っていただけるような配慮とかなんとかというのは、可能なかどうか。本人から御要望があれば、そういうことはボランティア対応で考えると、何かそういうことまで少し配慮できるのかどうか。

事務局：案内文に、例えばルビ版が必要な方については、お知らせくださいということについても伝えさせていただきたいと思います。あと手話通訳の方というよりも、直接、市の職員にお尋ねくださいと、そのときに手話通訳の方、介してやらせていただく場合も当然あるかと思いますが、一義的にはこちらの方でご説明なり、読み上げるという形で考えていきたいと思っています。

会 長：よろしいですか。はい。ありがとうございます。ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

F 委員：視覚障害者は、点字版、墨字版と訪問以外に音声ということはあるですか。音声版というのは。

事務局：音声版も作成していく予定です。

F 委員：はい。わかりました。

会 長：ほか、いかがですか。よろしいですか。今日は1回目ということで、先ほどから申してありますように11月にもっと詳しく中身の問題、詰めたやつを出していきながら検討していただきます。とりあえず案としては質問項目の中でこういうことを考えていると。これをもう一度見直していただきながら、ご意見いただくということをもた事務局とちょっと私のほうで相談して、いつぐらいまでにご意見いただきたいとか何かそういうことを考えていきたいと思っていますので、前回の質問用紙も入れておりま

すので、こういうあたりも参考にさせていただきながら、こういう項目足りないとか、こういう項目があったらよかったなとかいうようなことも、細かなその設問の問いの仕方だけではなく、その答えの中身なんかにも、こういう回答が入っていたらもっと答える幅が広がったんじゃないとか、こういう人が対象になったんじゃないとかというようにも踏まえてご意見いただければなというふうに、そんな時間をとりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件2のほうに移らせていただきますが、よろしいですか。

では、案件2、案件2もご意見が出るようなとこだと思いますので、ちょっと時間をとりたいと思っています。よろしく願いします。

事務局：それでは、案件2、福祉作業所の新体系移行について説明いたします。

資料3をごらんください。まず、福祉作業所の現状ですが、現在13か所ありまして、うち2か所はNPO法人として、11か所は任意団体として運営されています。

新体系移行後のサービスの種別について事前に照会しましたところ、生活介護が6か所で、利用人数合計で44人、就労継続支援B型が4か所で39人、地域活動支援センター3型が1か所で17人、未定が2か所で12人となっています。

移行の予定日ですけれども、今年度中が2か所、平成23年度中が8か所、平成24年度当初が2か所、未定が1か所となっています。

続きまして、2番の福祉作業所の新体系移行に係る支援方針ですが、大阪府が福祉作業所事業運営の補助金を平成23年度末で廃止と決定していることと、福祉作業所におけるこれまでの活動実績を踏まえ、運営主体の安定化を図るとともに、利用者の日中活動の場を継続的に確保していくことを目的としまして、福祉作業所の新体系への移行を促進するための支援策を平成21年度より実施しているところです。

具体的な内容としましては、法人格の取得講座、NPO法人格取得に向けた事例の紹介であるとか、手続の説明などです。平成21年度は4回実施しまして、延べ36名の方に参加いただいております。

それと、あと個別の相談支援ということで、NPO法人格取得のための書類の作成等、各種手続についてサポートを実施しているところです。

このほか、大阪府の移行支援施策としまして、行政書士による相談支援、手続代行、指定障害福祉サービスの事業所としての指定移行を受けるための手続、あと法人格取得のための手続などを実施しておりまして、本市の支援施策とあわせて利用をされているところでもあります。

続きまして、裏面をごらんください。

本市の具体的な支援施策の案としまして、移行支援補助金制度の施行を準備しているところです。従前の小規模通所授産施設については、既に新体系への移行を完了しておりますが、この補助金制度は、小規模通所授産施設の新体系移行補助金の制度設計を基本的に特集したものとなっております。

具体的な支援内容としましては、欠員運営補助、これは新体系移行後、1か月当たりの平均利用人数が定員に満たない場合、その不足人数1人について月額5万円を補

助します。ただし、定員の20%が限度となっております。

備品購入補助、これは新体系移行に伴いまして、障害福祉サービス事業の運営に必要な備品の購入費用で30万円を限度に補助します。これは、移行する年度1回限りのもので、これまでの小規模通所授産施設の移行では、国保連への報酬請求するためのソフト購入に充てた事例が多いものとなっております。

重症心身障害者補助、これは、重症心身障害者が1カ月間の開所日の50%以上を利用された場合、1人につき月額2万5,000円を補助するものです。

それと、合併移行運営補助、これは利用者が少ない福祉作業所の合併により、一定の利用人数を確保して運営の安定化を促進するため、当該合併により消滅する福祉作業所1か所につき、初年度は230万円、次年度以降はその半額を補助するものです。

小規模通所授産施設の例では、小規模同士の合併がこの補助の対象でしたが、今回は福祉作業所同士のほか、既に移行済みの新体系の障害福祉サービス事業所等と合併する場合も対象となっているものです。以上で説明を終わります。

会長：ありがとうございます。福祉作業所の新体系移行について、現状につきまして、あるいは大阪府、あるいは枚方市の補助の実施状況について、ご説明ありましたが、何かご質問とかご意見とかというのは。現状の問題いろいろよくご存じの方おられると。

G委員：本市の具体的支援策の案なんですけど、3番なんですけど、欠員の運営補助に関する、うちもいただいていて大分助かっていますが、この平成23年度末にこれもう大阪府も打ち切りということを決まっています。ここの例えば枚方市に限ってなんですけども、この5万円ですよ、この欠員補助がなくなった場合、その運営ですよ、どれだけ経営が悪化するかとか、このお金がなくなるともう運営ができなくなるころも多分小規模の場合やったら出てくると思うんですよ。だから、その辺の踏まえた感じで、さっきみたいな感じのそのニーズ調査じゃないんですけど、枚方市の各事業所とかで、こういう欠員の補助がなくなった場合、どの部分の経営、お金に関することなのですが、悪化するかとかいうその調査とか、もう平成23年度末なんで、もう来年なので、そういうアンケートとかをやるのが市にあるのかどうかというのを聞きしたいというのが1点ですが。

事務局：今回、ニーズ調査の対象ですけれども、先ほど案件1のほうでは、利用者の方に向けてのアンケート調査ということなのですが、もう一個事業者向けのアンケート調査、ニーズ調査、そういったものもやってはどうかといったところもちょっと事務局サイドとしては考えているところです。

あと、その欠員補助に関しましても、やはり欠員状態でずっといっていただくための補助というわけではなくて、やはり一定の期間内に一定の利用者を確保していただいて、また利用者のほうにも利用したいというニーズもありますでしょうから、そういったものとうまいことマッチングしていけるような方向で進んでいけたらいいのではないかというふうには考えております。

オブザーバー：今回、移行の現状と移行策ということで、枚方市は、他市に比べてやってい

るなど思っていることがやっぱりあるんですけど、現状、今後、作業所制度、当然、来年度以降なくなるということで、その今後行き場の問題がどうなっていくのかということ。そういったこういう移行のために政策、当然必要やと思うのですが、新しくつくるときのそういった支援策というの、そういうのも移行策はなくなるけど、次こんなんつくるよみたいな、そんなことも何か今後検討しなければならないのかなと個人的には思うんですけど、やっぱり作業所制度、作業所というのはどちらかということ、つくりやすいといたら変ですけど、行き場を確保するという点では非常にいい制度と思うんですけど、今後、こういう法人格とか取って一定の国の基準に沿って事業するって本当に大変なことで、それは当然いろんな法人ってノウハウを持っていて、やっていかはるとは僕は思います。今後、そういった社会資源をつくるということ、それは非常にハードル高くなるので、その辺の支援策みたいな。移行策はやめるけど、新規策つくってほしいなというのは個人的意見です。業所扱いになるので、今までのような補助制度じゃなくなるので若干その辺の今までとの支援策とは違うと思うんですけど、若干そういったことを考慮いただきたいなということ、それと来年度、大阪府、新規に関しては支援打ち切るということで打ち出しておりますけど、できれば市としても継続してほしいという要望してもらえないかと個人的には思っています。

ずっとその認可作業所という形態でいくのかということ、余りそれ自体が整理のほうであると思うのですが、ステップとしてそういう認可作業所つくって、そして事業体系つくっていくというのは、多分ステップで大事だと思うので、できたらそういうのが地域活動支援センターの活用もあるかと思うんですけど、できたら計画的にそういったことを促してほしいなと思います。

会 長：ありがとうございます。どうですか、今のご意見については。

事務局：普段からいろんな意見交換をさせていただいております、よく聞かせていただいているお話なんですけども、やはりそういったところ今回のこのアンケート調査も踏まえた上で、次の施策展開をどうしていくんだといったことはもちろん盛り込んでいく必要もあると思いますので、その辺はまた御意見も聞かせていただきながら、考えていけたらいいなとは思っております。

会 長：枚方市としての認識として、その辺は基本的にどう考えるかということを引きちんと持ってもらおうと、考え方って変わってくると思うので、ただニーズがあるからするよ、しないよって話じゃなしに、枚方市としての認識としてその問題をどうとらえるかというあたりはつくっていただけるとありがたいかなという気がしているんですけど。

現実の問題として、やっぱりそう簡単に今までみたいに行き場所はつくれない状況になってくるという事実がありますから、そののとらえ方みたいな部分というのも含めて、市で検討していただくとありがたいかなという気はしておりますので、どうか、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。付随することで、これは実情で。それと、今とその支援策ということで案でこういう形で今出ていますけども、これについて今、委員なんかからも出てますけど、ほかに何か実態としてかかわってられたりとか、されてる中で。

C委員：運営主体の安定化を図るとともに、利用者の日中活動の場を継続的に確保するために移行が必要なんだという、そのとおりなのですが、その移行をしたら、じゃあ終わりかといったらそうじゃないわけで、その移行した後、本当に果たしてこの運営主体の安定化が図れるのかどうかというところだと思うんですね。今、なぜ残っているのか、無認可で残っているのかといえぱやっぱりその辺の組織力だとか、そういうものが欠けているから残っているのであって、先ほどのその欠員加算であるとかという、今現在、移行されて、事業されているところでもやっぱりなかなか大変な面があるということがありますので、移行が目的なんじゃなくてやっぱりその場所を確保することが目的なので、そこについていうのはやっぱり枚方市としての支援というのがやっぱりこれから今後も考えていただけたらと思うんですけども。

会 長：という御意見ですが。何かありますか。はい、どうぞ。

事務局：委員には、前回のときも各福祉作業所の意見なんかも聞くような場をもってくださいというような御意見いただきまして、今月の初めですか、作業所連絡会のほうに呼んでいただきまして、いろいろと意見交換などもさせていただいたところです。その中でも同じような意見を言っただきまして、やはり移行した後の支援というところなんですけれども、一応先ほどG委員からのお話もあったように、やはりその利用者の側から見たら、やはり利用者も行き場を確保する必要があるといったニーズもありますので、そちらのほうのニーズ、利用者のニーズ、それと事業者のほうも規定の利用者数を確保して運営を安定化させていくんだといった、双方のニーズがありますので、その辺のマッチングは必要なのかなど。そのための支援ということはやっていきたいなというふうには思っております。

会 長：今、言われた、移行されたところのその後の安定みたいなものっていうのが実態としてどの程度つかんでおられて、要するにどういうあと支援が必要やというものに対してどういう認識を持たれているかみたいな当たり。それよりももっと大変なところが恐らくここに残っておられるという実態やと思うんですよね。そういうところでも大変やから、この人たちが本当にその移行、今はもう基本的には制度として移行しないといけないから移行していつているという中で、今度は実態としてその後どうなるのかみたいなところ辺に対してのはどういうふうに把握されているのかなというの、御質問とか御意見の中に入ったかなと思いますが、その辺はどういうふうにつかんでおられますか。

事務局：それもちよつと前回の枚作連の連絡会の中でちよつと聞かせていただいたお話なんですけども、やっぱり運営していく上でのノウハウというんですかね、その辺のノウハウの蓄積がまだ少ないので不安やと。現に国保連の請求していく上で、その請求コードを間違つて請求してしまったがために、過去に随分さかのぼつて返還を求められたような例もありますよなんていう報告も受けましたので、そういったノウハウの蓄積ですね、そういったものも必要でしょうから、その辺もちよつと一緒に市のほうもちよつとまだ勉強不足のところもあるんですけれども、一緒に取り組んでいけたらいい

いなというふうには思っております。

A 委員：福祉作業所の新体制に移行していくということですが、新体系がどういうふうに変っていくのか私はわかりませんが、支援法によって障害者別に精神と別々に、それとも一緒にまとめて障害者を一つにまとめたものになったために、作業所もいろんな障害者が来られるようになりましたね。その中で聴覚障害者は、手話用語コミュニケーションが必要で、そちらに入りますと、手話のコミュニケーションができなくて困って、それでもう入るのはもう嫌だということで、そういうような手話をコミュニケーションを、支援できない作業所が多いんです。ですから、新体系に移行に伴って、支援法ができる前の状態に変わることにはできないでしょうか。もう支援法が消えたのですべての障害者の方が一緒になるのか。以前のように障害別に分かれた、すべての障害にあった方法つくってできるのか、作業所ができるのか、そういうふうなことも考えてみたらどうかというふうに思います。

新体系というのは、枚方市の独自の考えなのか、国からの指導なのか、その辺教えていただけますか。

会 長：事務局で何かその。一つはご意見ですよ。実態として、聴覚障害の方は、作業所がいわゆる自立支援法で障害が一体化してできた中で、非常に使いにくく状態になっている。それに対して、従来の種別的な、一定配慮できるような状況というのが、例えばそういうもの。制度って、国の制度っていうのは、これからちょっとまだ今動いている最中ですから、どうなるかわからない。枚方市として、その辺のことをどう実態把握して、こういうことを考えていこうという認識とか、あるいはその方法、方向性みたいなものは、少し持たれているのかどうかということで、そういう御質問と考えもわかっているで、わかっている範囲で教えてくださいという意味ですので、よろしくお願いたします。

事務局：聴力障害者協会の役員さんとも2か月1回程度お話をさせていただいているんですけども、その中でも聴覚障害者にとって手話通訳の方がいらっしゃるような、そういった事業所が欲しいんだというような、そういった要望なんていうのもちょっとお話としては聞かせていただいております。その中で市の考え方としては、その新体系の事業所がどういった方々を、利用者をターゲットとして運営されるのかというのは、それは基本的には事業者の方のほうで決めてやっていかれることですよ。そういった事業所をどうやってつくっていくのかというのは、一つにはそういったニーズのある方々を掘り起こして、そのような事業所のほうに誘致のお願いなんかをしていく方法というのものもあるんじゃないでしょうかねといったお話はさせていただいております。

その上で、そういった事業所が新規に枚方市内に開設されているということであれば、その開設のためのお手伝いはさせていただきますよというふうにはお話はさせていただいております。

会 長：よろしいですかね。ちょっと納得できていないところがあるみたいですが。いずれにしても、先ほどもそうですけども、やっぱり現実が変わってきた中での実態みたい

な中で、変わるためのいろんなことはやっているけども、変わって本当にどうなっていくのかという、先が見えないところでこういうところも問題になっているし、それから実際にやっているところは先が見えてこないところで非常に困っているというところの実態みたいなことをもうちょっときちんと把握した中で、みんなよくわかっていると、もう今、国の制度がどんどん勝手に自分らでやっていって、市町村どんどんやれみたいなことで大変になっているのはわかっているというそこはもうみんな認識の上で、ぜひそういう中でもう少しくみ細やかな実態としてそこら辺をつかんで、枚方市としての先を見えるような、現場が先見えるような方向性というのは出していただくと、こういった方々の促進についても、変わったらいいいということじゃなしに、変わってどう安定するかという。変わって、それから実際に利用される方がそこでどう利用できるかというようなところとの兼ね合いというのを考えて進めていただきたいというご要望かなと思うんですけども。

ぜひ、お願いしたいという、ちょっとまとめさせてもらったんですけども。

何か、中身としては、何かやっぱりまだそのあたりが個々ばらばらで何か個々の対応みたいところで、一つ一つ丁寧に対応されていると僕は思っているんです。枚方市さんが。そうだけでも、その全体と見たときに、ここはここで押さえて、ここはここで押さえてって、枚方としてそこの全体どう考えているのかみたいなここが一番考えるところなんで、その辺のどこ、方向性みたいところら辺でどういうふうにか考えるのかというあたりをぜひお示し。いますぐ示せという話やなしに、こういう方向でものを考えていただきたいということかなと思うんですけども。

事務局：以前も、市の直営のそういった事業所をつくって下さいみたいなお話もあったかと思うんですけども、ちょっとそういうのはなかなか難しいお話ですよということで、例えば聴力障害者協会さんがもしそういった事業所を自分たちでやっていくんだということであれば、そのお手伝いはさせていただきますよというふうには思っております。現に、また10月ですかね。びわこみみの里とって、そこは聴覚障害者の方を対象としたもの、就労継続支援B型をやっておられるところなんですけども、そういったところの見学も行かれるということなんで、お休みの日に行かれるんですけど、ちょっと私もプライベートで参加させてもらおうかなと思っておりますので、そういったところのお手伝いはさせていただきますかと思っております。

会長：ありがとうございます。G委員、ちょっと途中でと思われているのでは、いけませんので、どうぞ。ちょっと途切れたかなと思います。よろしいですか。

G委員：その支援してください、してくださいばかりでなくて、やっぱり自力でちゃんと安定して運営できていくような方策というか、できるように何年間かそういう支援策みたいな必要があるのではないかなということと、それからもう一つ、先ほどもおっしゃってたように、支援学校を卒業してきて、どんどん、だんだんもう定員が決まってしまうって、資源としてはいっぱいになってきてしまうと。今度、今でいっぱいの状態になってきたときに、今度、新しく新規につくる無認可の作業所はもうできなくなってるよという状態であって、それで大丈夫なんかなというのはいちちょっと心配はし

ています。

会 長：という、先ほどのお話の部分というのでも、現場として非常に心配されているということですね。特に事務局、答えるということではないと思いますけども、そういったことをやっぱり考える手だてとして、ここでは協議していったほうがいいなということだと思いますので。

例えば、先ほどのニーズ調査の中になるのかどうかは別にしても、例えば卒業前の子供たちから出てくる、あるいは保護者からの意見として出てくるようなニーズの中にもそういうものに対する、その行き場に対する不安とか云々というものが恐らく何らかの形で出てきた分は、それに対して計画という中でどういうふうに考えていくかということも大きな意味合いかなと思いますので、そんなことも踏まえて少し考えていければなと思いますけども。

いかがでしょうか。よろしいですかね。何かこのほかにこの具体的な支援策について、今、現に関わっている中で問題が、もうちょっとこの辺が使いやすくできないのかとか、お金はふやせとか云々となかなか難しいかわかりませんが、具体的にできるようなことで、少し提案があればまた考えていただけるかなと思います。

できるだけ、今はまだ移行できていないところが将来に向けて、ああ、こうやっていこうという安定的に変われるようなそういう移行になっていければなと思いますので、ぜひ皆さん方またいろんな方法論等を含めて、ご意見いただければなと思います。

とりあえず今のは、これでよろしいですか。

では、第2案件であります福祉作業所の新体系の移行についてご意見を伺わせていただいたということで、この案件につきましてご御承認いただいたものととらえたいと思います。

その次、最後になりますが、その他ということで、事務局のほうから何かありますでしょうか。

事務局：特にその他案件として、具体的なものは今ございません。

次回の会議日程等について、ちょっと御説明させていただきます。

事務局といたしましては、先ほど会長のほうからもございましたが、11月を考慮しております、22日、月曜日の午前10時からでお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

会 長：次回日程を11月22日、10時からでお願いしたいということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。よろしくお願いたします。

事務局：そうしましたら、日程は、そのようにさせていただきます。場所につきましては、市役所別館4階の第2委員会室を今のところ予定しております。また、開催案内につきましては、文書で事前に発送させていただきます。お願いたします。

会 長：ちょっと補足します。この22日のときには、具体案の項目が出てまいりますので、それまでにまた皆さん方のほうにご案内させていただいて、いつぐらいまでに項目についても提案があればいただきたいというようなことは、ちょっと事務局と相談させていただいて、事務局の作業的にいつぐらいまでにもらったらそこに落とせるかと

いうことも含めて、ちょっと日程を調整させていただいて、皆さん方にまたその辺のご案内はさせていただきたいと思いますので、各部署できょうの案、見ていただいて、少しご意見取りまとめていただくと、反映できる部分が出てくるかもわかりません。ただ、先ほどもう一回言っておきますと、項目についてはいくらでもふやせることはふやせるんですけども、とてもアンケートとしてはできませんので、今回の趣旨としてはどこら辺かというあたりももう一度、ちょっとわかりやすく何か説明できるような形で送らせていただくということで、それについての項目として、じゃあ、こういう項目が必要じゃないかというようなことでご意見いただけるような形にしたいと思っていますので、どうぞご協力のほど、よろしく願いいたします。

では、きょうは活発に御意見いただきまして、これからそれこそ本当にいいニーズ調査になるように11月の時点ではしていきたいと思っていますので、ぜひ御協力のほど、よろしく願いいたします。本日は、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。